

5 採用後ノ労働條件ハ移転ノ上ニ双方委員合社察度ノ力
 努力スルニト
 1 解決労働案ヲ作成スルニ於テ從業員等之ノ意見
 2 尚考慮スルニトテ午後十一時散會セリ
 3 然レニ退職者ハ全員之ヲ承認スル再採用者中ニ名採用
 後ノ労働條件ヲ具体化スルノ要アリトテ策動セル又
 勢ハ之ヲ承認スルニ至リ結局四月七日金銀取引ヲ完
 了シ内請解決セリ
 右及申通 敬候也

常務理事 勞秘第五三四號

總務部長 昭和十三年四月十六日
 調査部長

事務

内務大臣 末次信正 殿
 厚生大臣 木戸幸一 殿
 労働局 局長 殿

東京金屬工業株式會社ニ於ケル事業不振

ニ依ル從業員解雇ヲ繞ル紛議ニ關スル件

(發生ノ解決)

- 要旨
- ① 輸送不振ニ爲標記會社於三月一日ヨリ從業員十七名ニ對シ當分休業ノ言渡ヲセリ
 - ② 四月七日休業從業員代表所轄一千位署ニ訪問善後処置ノ相談ヲ懇願
 - ③ 四月十日解雇手當ヲ支給シ内請解決

標記會社ニ於ケル事業不振ニ由ル從業員休業問題ヲ繞ル紛議發

警視總監 安倍源基

